

農薬を使用する際は、周辺環境に配慮しましょう

事前に知らせましょう

○農薬を使用する前に、周辺にお住まいの方へ連絡し、洗濯物の取入れや窓を閉めるなどの対応をお願いしましょう。

○近隣農家同士で作物の栽培状況や農薬散布状況などを情報交換し、農薬の飛散による事故を防ぎましょう。

○ほ場周辺で蜜蜂を飼育している場合があるため、養蜂業者と連絡を取り合い、事故を防ぎましょう。

飛散防止対策を徹底しましょう

○隣接作物や周辺住宅地への飛散を防ぐため、散布時間帯・風速・風向を考慮し、ドリフト低減ノズルを使用しましょう。

○飛散防止対策として、緩衝帯や障壁(一時的な被覆、ネットの展張、障壁作物など)の設置や粒剤の使用も有効です。

水系への流出を防止しましょう

○水田では、農薬(除草剤や本田粒剤等)使用後に7日間の止水期間を設け、周辺環境や周辺作物への影響を防ぎましょう。

○散布した薬液や防除器具の洗浄液等が河川や水路等に流出しないよう、注意しましょう。

盗難・誤使用・誤飲を防止しましょう

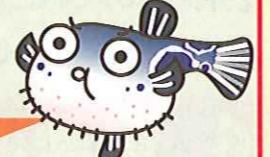
○農薬は鍵のかかる専用の場所に保管しましょう。

○除草剤は他の農薬と区別して保管しましょう。

○農薬は、別の容器に移し替えてはいけません。



〇月〇日の朝に農薬散布を予定しています



農薬適正使用の注意点

農薬の使用基準や残留基準は、必要に応じて変更されます。使い慣れた農薬であっても、ラベルをよく読み、必ず適用の範囲内で使用しましょう。



①適用作物を守る

⇒使用する農薬に適用のない作物の「残留基準」は、0.01ppmもしくは「暫定基準」が設定されており、順次、0.01ppmに改正されます。

⇒適用のない作物にかかるよう、飛散防止対策を徹底しましょう。



②使用量・希釈倍率を守る

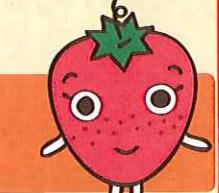
⇒使用方法(粒剤の例:植穴処理、全面土壤混和等)を間違えると、残留基準を超過する恐れがあるため、必ず確認しましょう。

⇒農薬及び希釈する水の量は、正確に計量しましょう。



③使用時期を守る

⇒収穫前使用日数、は種時、定植時、育苗期等を間違えると、残留基準を超過する恐れがあるため、必ず確認しましょう。



④有効成分の総使用回数を守る

⇒農薬の使用履歴を記帳し、成分ごとの使用回数を管理しましょう。



⑤「最終有効年月」を守る

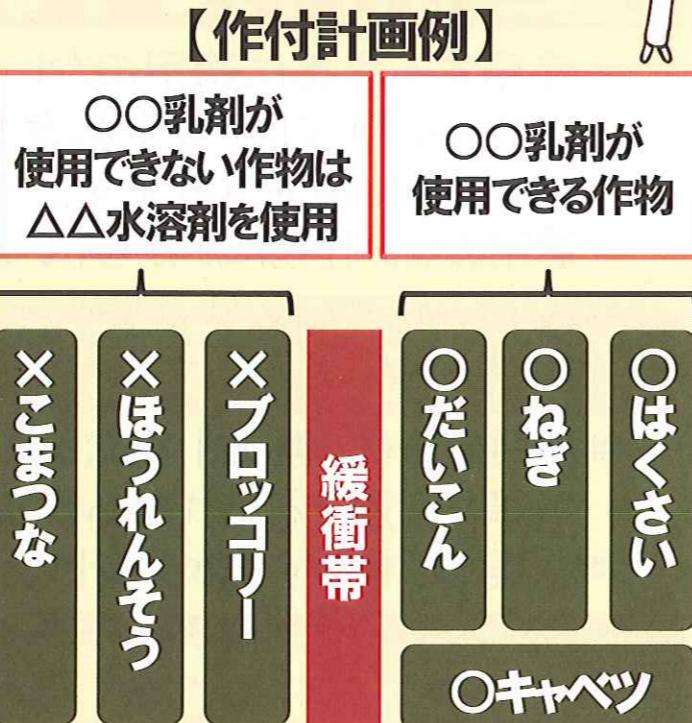
⇒「最終有効年月を過ぎた農薬」の中には、使用基準や残留基準が変更したために、ラベルの表示どおりに使用した場合でも残留基準を超過する可能性のあるものがあります。

⇒農薬製造者が『注意喚起』した農薬(アセフェート、カルボスルファン、ベンフラカルブを含む一部の農薬)は、最終有効年月以内であっても、新しい使用基準を確認して使用しましょう。

少量多品目栽培は、必ず栽培計画と農薬使用計画を立てましょう！

1 「栽培する作物」と「使用する農薬」を決め、『適用のない作物』を確認しましょう

栽培作物名 【例】	使用農薬名【例】	
	○○乳剤	△△水溶剤
ほうれんそう	x	○
こまつな	○	○
しゅんぎく	x	x
ブロッコリー	x	○
キャベツ	○	x
だいこん	○	x
ねぎ	○	○
はくさい	○	○



2 作付計画を修正し、飛散防止対策を徹底しましょう



チェック項目

- ①作付計画・農薬使用計画を立て、作物ごとに農薬使用の適否を確認しましたか？
- ②使用する農薬に適用のない作物は、隔離して栽培するか、使用できる農薬に変更するなどして、対応しましたか？
- ③通路を広くとるなど、緩衝帯を設けましたか？
- ④粒剤など、飛散の可能性が低い薬剤を選択しましたか？
- ⑤ドリフト低減ノズルを使用し、適正な圧力で散布しましたか？
- ⑥障壁を設置するなど、周辺作物への飛散を防止しましたか？

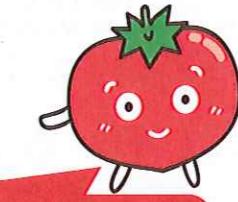
3 以下の農薬は、必ず「新しい使用基準」で使用しましょう



表 農薬製造者が『注意喚起』した農薬

成分名	アセフェート		カルボスルファン		ベンフラカルブ	
変更登録月日	平成26年11月17日	チェック	平成27年7月8日	チェック	平成27年7月8日	チェック
商品名	オルトラン水和剤		ガゼット粒剤		オンコルOK粒剤	
	ジェイエース水溶剤		アドバンテージ粒剤		グランドオンコル粒剤	
	オルトラン粒剤		アドバンテージS粒剤		ジャッジ箱粒剤	
	オルトランDX粒剤				オンコル粒剤5	
	ジェイエース粒剤				オンコルスタークル粒剤	
	スマフェート粒剤				オンダイアエース粒剤	

★旧使用基準による防除事例が確認されています。ご注意ください。

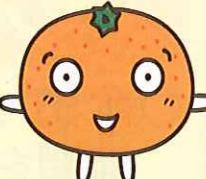


- お手元の当該農薬のラベルは、旧使用基準である可能性があります。
- 旧使用基準(旧ラベル)で使用を続けると、今後、残留基準が改正された場合に、作物によっては残留基準を超過する可能性があります。
- 「新しい使用基準」は、農薬製造者の『注意喚起』資料等で確認できます。

【県HPのURL】 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/hougi/tannkibakuro.html>

山口県ホームページ→組織から探す→農業振興課→短期暴露評価(農薬の適正使用)

4 農薬の使用基準を守りましょう



希釈倍率ごとの薬剤の使用量(g又はml)			
希釈倍率	水5リットル 5,000ml	水10リットル 10,000ml	水18リットル 18,000ml
500倍	10.0	20.0	36.0
1,000倍	5.0	10.0	18.0
1,500倍	3.3	6.6	12.0
2,000倍	2.5	5.0	9.0
2,500倍	2.0	4.0	7.2
3,000倍	1.6	3.3	6.0
4,000倍	1.2	2.5	4.5
10,000倍	0.5	1.0	1.8

$$\text{希釈} = \frac{\text{水の量(ml)}}{\text{倍率} \times \text{薬剤量(g又はml)}}$$

平成28年2月作成
【お問い合わせ先】
山口県農林水産部
農業振興課 農業技術班
TEL:083-933-3366
FAX:083-933-3399